平成２１年（フ）第７４７号
岩手県北上市北鬼柳25地割34番地１　ヴィラ・キャット101号
債務者　工藤　恵
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５９０号
新潟市東区紫竹４丁目20番12号　銀河梁105号、前住所茨城県水戸市上国井町4171番地の３
債務者　薬師神弘毅
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９１号
新潟市東区紫竹４丁目20番12号　銀河梁105号
債務者　薬師神道子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０８号
新潟市秋葉区秋葉３丁目14番７号
債務者　細川テイ子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１８号
新潟市西区亀貝2487番地　三富借家
債務者　吉田美穂子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９４号
新潟県三条市吉田57番地１、前住所新潟県三条市三竹１丁目１番21号
債務者　兼古　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第９５号
新潟県燕市秋葉町４丁目13番15号　ティーズコートＣ202
債務者　兼古　久一
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第９６号
新潟県燕市分水学校町１丁目２番28号　県営住宅304号
債務者　和田　善美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１０１号
新潟県三条市興野２丁目18番34号
債務者　近藤理恵子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１０２号
新潟県三条市鶴田１丁目７番45号
債務者　佐々木勝巳
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第４３９号
静岡県駿東郡小山町生土44番地の10
債務者　髙橋　照美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４７５号
静岡県三島市大宮町３丁目８番51号　セジュール長田５号館Ｃ－２、前住所静岡県伊豆の国市小坂267番地の１
債務者　影山　則代
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第８１１号
堺市西区鳳東町６丁635番地１レックスガーデン鳳1101
債務者　木村　文昭
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３９７号
堺市南区新檜尾台２丁１番３―612号
債務者　村田サヨ子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４３２号
堺市南区若松台２丁３番25―110号
債務者　三上　祐子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４８４号
大阪府羽曳野市樫山255番地の５　グランバレー301号
債務者　三浦　範子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５１７号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番６―201号、前住所大阪府河内長野市大矢船西町２番３―1104号
債務者　田岡　幸廣
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係